

禁煙・分煙施設認定申請の留意点について

1 留意事項

- (1) 一日のうち一定時間のみ禁煙している場合、施設の一部のみしか措置されていない場合、喫煙場所以外で喫煙されている場合などは、認定の対象とならない。
- (2) 「建物内禁煙」の場合、屋外で喫煙するときにも、受動喫煙の防止が図られるよう配慮していること。喫煙場所を設ける場合には、周囲の建物の状況、通行の流れ、事務所からの距離等、非喫煙者へ配慮し、利用者に対して標示していること。
- (3) 「完全分煙」の場合、たばこの煙が他に拡散する前に吸引して、屋外に排出する換気扇等排気装置が設置されていることが必要である。空気清浄機を設置している場合であっても、換気扇等の屋外への排気装置を併せて設置していること。
- (4) 「完全分煙（喫煙コーナーを設置）」の場合、たばこの煙が漏れないように、他の区域と仕切るための設備（壁、パーテーション、ロールスクリーン等）を設置し、たばこの煙が他に拡散する前に吸引して、屋外に排出する換気扇等排気装置が設置されていること。空気清浄機を設置している場合であっても、換気扇等の屋外への排気装置を併せて設置していること。喫煙コーナーは、あくまで施設利用者等の使用が一時的・短時間であるなど、受動喫煙の影響が比較的少ない場所に設け、たばこの煙が漏れない構造であること。
- (5) 喫煙コーナーは、開口面が大きく、煙や臭いが非喫煙場所へ漏れやすいので、可能な限り喫煙室を設けること。

2 排気風量（換気扇能力）について

- (1) 喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙と臭いが漏れないよう、非喫煙場所から喫煙場所への一定の空気の流れが、0.2 m/秒以上となっていること。
- (2) 喫煙室内部にたばこの煙がたちこめることのないよう、喫煙室内における浮遊粉じん濃度が、0.15 mg/m³以下となっていること。
- (3) 換気扇の排気風量は、下記の①と②のいずれか大きい方の風量を確保すること。

① 喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙と臭いが漏れないための排気風量

$$\text{排気風量 (m}^3\text{/分)} = \text{空気の流れ (0.2 m/秒)} \times \text{出入り口等の開口面積 (m}^2\text{)} \times 60 \text{ (秒)}$$

例) 出入り口ドアの高さ：2 m、幅0.85 mの場合

$$\text{排気風量} = 0.2 \times 2 \times 0.85 \times 60 = 20.4 \text{ (m}^3\text{/分)} \dots\dots\dots Q1$$

- ② 喫煙室内部にたばこの煙がたちこめることのないようにするための排気風量
(たばこ1本からは、粉じんが10mg発生する)

$$\text{排気風量 (m}^3\text{/分)} = \frac{\text{1時間の喫煙本数} \times 10 \text{ (mg)}}{\text{浮遊粉じん濃度 (0.15 mg/m}^3\text{)} \times 60 \text{分}}$$

例) 1時間あたりの喫煙本数: 25本の場合

$$\text{排気風量} = (25 \times 10) / (0.15 \times 60) = 27.8 \text{ (m}^3\text{/分)} \dots Q2$$

よってこの例では、Q1及びQ2の結果から28(m³/分)以上の排気風量が必要。

なお、窓や壁に取り付けるタイプの換気扇は、排気風量がJIS規格で次のように定められている。

JISC9603-1988「換気扇」

直径 (cm)	15	20	25	30	40	50
風量 (m ³ /分)	4.5以上	6.0以上	10以上	15以上	28以上	45以上

従って、この例の場合では、直径25cmの換気扇であれば、3台必要となる。

3 その他

- (1) 建物外に喫煙場所を設ける場合の注意点について

- ① 喫煙場所は、出入り口からの煙の流入を考慮し、出入り口から20m以上離すのが望ましい。
- ② ふすぶり、火事防止及び管理上の観点から、水を入れた消火用容器を設置する(吸殻の先だけ水に浸け消火すると、事後処理が簡単である)。
- ③ 吸殻入れを設置する(本来吸殻は自己処理すべきであり、将来的には撤去する)。

- (2) 喫煙室の出入り口のドアについて

十分な排気量があれば、ガラリ等の開放部があったほうが効率良く排気する。また、換気扇が、人感センサーで入室時自動ON、退出5分後OFFにすれば電気代も節約できる。